特記仕様書

受注者は、下記の要件を満たすこと

１　構成内容

1-1　超音波診断装置　本体	１台
1-1-2　DVD オプション	１式
1-1-3　バッテリーパッケージ	１式
1-1-4　内蔵白黒プリンタ	１台
1-2　心臓用セクタトランスジューサ	１式

２　仕様内容

(1) 超音波診断装置は以下の要件を満たすこと。

1-1　超音波診断装置本体は以下の要件を満たすこと。

1-1-1　イメージングモードは 2D、M モード、3D イメージング、Live xPlane イメージング、カラー・ドプラ、PW ドプラ、CW ドプラ、ティッシュ・ドプラ・イメージングを有すること。

1-1-2　電源 OFF から 150 秒以内に起動すること。

1-1-3　スリープ・モードから ON まで 20 秒以内であること。

1-1-4　アダプティブゲイン補正（AGC）により、リアルタイムでフレームごとに TGC カーブを最適化する機能を有すること。

1-1-5　断層画像のゲイン調整は深さ方向（TGC）に対し 8 分割以上スライドレバーで調整可能であること。

1-1-6　心臓用セクタトランスジューサ使用時の LGC（ラテラルゲイン補正）が可能なこと。

1-1-7　スワイプ操作可能なフルカラーの 12 型以上のキャパシティブ・タッチスクリーンを有すること。

1-1-8　最大 9 方向からの走査結果を DRS コントロールにより自動調整可能であること。

1-1-9　スワイプ操作可能なフルカラー12 型キャパシティブ・タッチスクリーンを有すること。

1-1-10 1TB のデータ保存容量を有すること。

1-1-11 4 つの汎用コネクタによるトランスジューサの切り替えが可能なこと。

1-1-12 装置の寸法は幅 60.6cm、高さ 146cm、奥行き 109.2cm 以下であること。

1-1-13 装置の質量は周辺機器なしで 104.3kg 以下であること。

1-1-14 消費電力は 600VA 未満であること。

1-1-15 LED 付きのトランスジューサ・コネクタを有すること。

1-1-16 最大輝度は 350cd/m2 以上であること。

1-1-17 WLED バックライト技術を持つ没入型の 24 インチ以上のモニタであること。

1-1-18 リアルタイムに、2 つの異なる断面を同時表示でき、方位方向・回転方向・厚み方向で変更可能であること。

1-1-19 音響効率が向上し帯域幅が拡大する PureWave クリスタルテクノロジーを有すること。

1-1-20 心臓 3D のボリュームデータ上に色分けしたラインを表示し、参照 2D 画面がどこをスライス表示しているかを示すことができること。

1-1-21 ボタン 1 つでフルスクリーン、高精細 MaxVue イメージング形式で画像を表示できること。

1-1-22 心臓用セクタトランスジューサ使用時の LGC（ラテラルゲイン補正）が可能なこと。

1-1-23 ボタン 1 つで TGC およびゲインの最適化が可能なこと。

1-1-24 2D イメージング時にトランスジューサを動かさずに画像を回転可能なこと。

1-1-25 組織の輝度バランスが最適化されるように、システムゲインと TGC をリアルタイムで連続調整する機能を有すること。

1-1-26 ワンボタンで左室心尖部 3 断面を同時に自動解析し、GLS を算出可能であること。

1-1-27 ワンボタンで右室を自動認識し、Free Wall と Global の Strain 値を算出可能であること。

1-2　心臓用セクタトランスジューサは以下の要件を満たすこと。

1-2-1　マトリックスアレイ方式であること。

1-2-2　5～1MHzの周波数帯域を有すこと。

1-2-3　スキャンプレーン開口部は、「可変」できること。

1-2-4　視野角は90°を有すること。

1-2-5　素子数を3000個以上有していること。

1-2-6　単結晶素材の素子を採用していること。

1-2-7　Elevation方向の空間コンパウンド機能を有すること。

1-2-8　トランスジューサ保持部の寸法は長さ9.2cm 幅 3.9cm 奥行き2.9cm以下であること。

1-2-9　2Dイメージング、Live3Dボリューム、カラーフロー、Live3Dカラー、PW、CW、Mモード、カラーMモード、TDI、TDI PW 、Live x Plane のイメージングモードが使用可能なこと。

1-2-10 コネクタ部分以外はIPX7以上の防水構造を有しており、超音波出力部からケーブルまで浸漬による消毒が可能であること。

1-2-11 iRotate(0～360度回転可能なスキャン角度)に対応していること。

1-2-12 既設の診療情報システム（日本光電工業社製　PrimeVitaPlus）に接続可能であること。

3　その他

薬機法医療用具として了承済みの装置であること。